

平成29年3月21日(火)
安藤 裕 議員(自民)

衆・法務委員会
対法務当局(法制部)

1 問 司法修習生に対する経済的支援が給費制から貸与制に変わった理由、そして、今回、給付金制度を新設した理由について、法務当局に問う。

[給費制から貸与制への移行の理由]

- ・ 給費制から貸与制への移行は平成16年の裁判所法改正によるものであり、貸与制は平成23年11月に修習を開始した新65期の司法修習生から実施されたところ。
- ・ この給費制から貸与制への移行は、
 - 司法修習生の増加に実効的に対応する必要があったこと
 - 司法制度改革の諸施策を進める上で限りある財政資金をより効率的に活用し、司法制度全体に関して国民の理解が得られる合理的な財政負担を図る必要があったこと
 - 公務員ではなく公務にも従事しない者に国が給与を支給するのは現行法上異例の制度であること等を考慮すれば、給費制を維持することについて国民の理解を得ることは困難であったことによる。

[給付金制度導入の理由]

- ・ 本法案では、修習給付金制度を新設するとともに、貸与制については貸与額を見直した上でこれと併存することとしている。
- ・ 平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定において、司法修習生に対する経済的支援の在り方について検討するとされたほか、与党の先生方のお力により、昨年6月の骨太の方針においても「法曹人材確保の充実・強化(中略)を推進する」ことがうたわれたものと承知。
- ・ これを受け、法曹人材確保の充実・強化の推進等を図るため、修習給付金制度を新設することとしたものである。

2問 課税関係について、なぜ給費制下の給与所得から、給付金は雑所得に変わるのか、年金や健康保険は国民年金や国民健康保険ということだが、これもなぜ給費制下の取扱いと変わるのか、法務当局に問う。

[税務上の取扱い]

- ・ 税務上の取扱いについて、給費制下においては、裁判所法に基づき、司法修習生に対して「給与」が支給されていたことから、給与所得として課税されていたものと承知。
- ・ これに対し、修習給付金制度の下では、修習給付金は「給与」として支給されるものではないことから、給与所得に該当せず、雑所得として区分される(注)ものと認識している。

(注) 各給付金のうち、移転給付金は、修習に伴う移転の費用の実費相当額が支給されることから、(収入と経費が一致し、)結果として課税される所得とはならない。

[社会保険の取扱い]

- ・ 次に、社会保険の取扱いについて、給費制下においては、裁判所法に基づき、司法修習生に対して「給与」が支給されていたことから、司法修習生は裁判所共済組合への加入が認められていたものと承知。
- ・ これに対し、修習給付金制度の下では、司法修習生は国家公務員ではない上、修習給付金も給与として支給されるものではないことから、貸与制下の司法修習生と同様に、裁判所共済組合の組合員たる「職員」には該当せず(注)、国民健康保険の被保険者に該当することになるものと認識している。また、司法修習生は、修習期間中、その修習に専念することとされており、修習給付金が、労務の提供に対して支払われるものではなく、修習期間中の生活を維持するために必

要な費用として定められる額を支給されるものであることを踏まえると、厚生年金保険の被保険者には該当せず、国民年金の第一号被保険者に該当することになるものと認識している。

(注) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第2条第1項第1号は、国家公務員共済組合の組合員たる「職員」の範囲として、「常時勤務に服することを要する国家公務員」（「政令で定める者」、具体的には、同法施行令（昭和33年政令第207号）第2条第2項第4号所定の「国…から給与を受けない者」等を除く。）であることを前提としている。司法修習生は、国家公務員でない上、国から給与を受けない者であるため、同法第2条第1項第1号所定の「職員」には該当しない。

(参照条文)

○ 裁判所法（昭和22年法律第59号） ※平成16年改正前
第六十七条（修習・試験） 略

2 司法修習生は、その修習期間中、国庫から一定額の給与を受け
る。

3 (略)

○ 所得税法（昭和40年法律第33号）
（給与所得）

第二十八条 給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この条において「給与等」という。）に係る所得をいう。

2 給与所得の金額は、その年中の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額とする。

3・4 (略)

（雑所得）

第三十五条 雑所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得をいう。

2～4 (略)

○ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
（被保険者）

第五条 都道府県の区域内に住所を有する者は、当該都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険の被保険者とする。

（適用除外）

第六条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険（以下「都道府県等が行う国民健康保険」という。）の被保険者としてしない。

一・二 （略）

三 国家公務員共済組合法（昭和三十二年法律第百二十八号）又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）に基づく共済組合の組合員

四・五 （略）

六 船員保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者

七～十一 （略）

○ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 職員 常時勤務に服することを要する国家公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第七十九条又は第八十二条の規定（他の法令のこれらに相当する規定を含む。）による休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない国家公務員で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者その他の政令で定める者を含まないものとする。）をいう。

二～七 （略）

2～4 （略）

○ 国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号）

（職員）

第二条 （略）

2 法第二条第一項第一号に規定する臨時に使用される者その他の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一～三 （略）

四 国及び行政執行法人から給与を受けない者

○ 国民年金法（昭和34年法律第141号）

（被保険者の資格）

第七条 次の各号のいずれかに該当する者は、国民年金の被保険者とする。

一 日本国内に住所を有する二十歳以上六十歳未満の者であつて次

号及び第三号のいずれにも該当しないもの（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）に基づく老齢を支給事由とする年金たる保険給付その他の老齢又は退職を支給事由とする給付であつて政令で定めるもの（以下「厚生年金保険法に基づく老齢給付等」という。）を受けることができる者を除く。以下「第一号被保険者」という。）

- 二 厚生年金保険の被保険者（以下「第二号被保険者」という。）
- 三 第二号被保険者の配偶者であつて主として第二号被保険者の収入により生計を維持するもの（第二号被保険者である者を除く。以下「被扶養配偶者」という。）のうち二十歳以上六十歳未満のもの（以下「第三号被保険者」という。）

2・3 （略）

○ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）

（適用事業所）

第六条 次の各号のいずれかに該当する事業所若しくは事務所（以下単に「事業所」という。）又は船舶を適用事業所とする。

一 （略）

二 前号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は法人の事業所又は事務所であつて、常時従業員を使用するもの

三 （略）

2～4 （略）

（被保険者）

第九条 適用事業所に使用される七十歳未満の者は、厚生年金保険の被保険者とする。

3問 大学の給付型奨学金も今国会で法案が提出されているが、司法修習生で奨学金と修習資金の両方の貸与を受けるとかなりの負債を負うことになる。65期から70期までの司法修習生の救済策について、法務当局に問う。

[前提]

- ・ 修習給付金制度の創設に伴い、現行の貸与制下の司法修習生(新65期～第70期)に対しても何らかの経済的措置や救済措置を講ずべきとの御意見があることは承知。

[経済的措置等を設けない理由]

- ・ しかし、給費制から貸与制への移行は、司法修習生の大幅な増加が見込まれたことのほか、司法制度改革を実現するためかなりの財政負担を伴うことから、そのことについて国民の理解を得る必要性があることや、公務員でもなく公務にも従事しない者に給与を支給するのは現行法上異例の制度であること等をも総合的に考慮した結果であり、現在でもこうした事情を考慮すべきことに変わりはない。

[必要性の欠如]

- ・ また、修習給付金制度の趣旨は、法曹志望者が大幅に減少している中で、昨年6月の骨太の方針で言及された「法曹人材確保の充実・強化の推進」等を図る点にある。
この趣旨からすれば、修習給付金について、今後、新たに司法修習生として採用される者を対象とすれば足り、現行貸与制下の司法修習生をも対象とする必要性に欠ける。
- ・ 加えて、仮に、何らかの措置を実施するとしても、現行貸与制下において貸与を受けていない者等(注)の取扱いをどうするかといった制度設計上の困難な問題があるほか、そもそも既に修習を終えている者に対して事後的な救済措置を実

施することにつき国民的理解が得られないのではないかと
考えられるところ。

- したがって、修習給付金制度の導入に伴い、現行貸与制下の司法修習生に対する救済措置を設けることは予定して
いない。

(注) そのほか、基本額未満の貸与を受けた者や繰上げ返済により既に返済を終えた者の取扱い等についても問題となる。

4問 法曹志望者の減少理由をどのように考えているか、法務当局に問う。

- ・ 法曹志望者数を法科大学院の入学志望者数という観点からみると、ピークである平成16年当時は7万2,800人であったのが、平成28年は8,274人に減少するなど、大幅に減少しているところ。
- ・ 法曹志望者数の減少については、法曹養成制度改革推進会議決定(平成27年6月)では「法科大学院全体としての司法試験合格率や、弁護士を含む法曹有資格者の活動の場の拡がりなどが、制度創設当初に期待されていた状況と異なるもの」となっているといった事情が指摘されているところ。
- ・ また、昨年9月に法務省が文部科学省と共同で実施した法学部生に対する法曹志望に関するアンケート(注)でも、法曹志望に当たっての不安として、法科大学院や司法修習における経済的負担等が挙げられているところ。
- ・ 法務省としては、法曹志望者の減少についてはこれら複数の要因が影響しているものと思料。
(・ 修習給付金制度が導入されれば、このような法曹志望者の不安要因の一つを一定程度解消することができ、法曹志望者の確保につながるものと思料。)

(注) 法学部に在籍する学生に対する法曹志望に関するアンケート調査結果(抜粋)

- ・ 現在法曹を志望又は選択肢の1つとして考えている学生の不安や迷い
 - ① 司法試験に合格できるか、自分の能力に自信がない 922 (50.7%)
 - ② 大学卒業後法科大学院修了までの経済的な負担が大きい 612 (33.6%)
 - ③ 自分に法曹等としての適性があるか分からない 549 (30.2%)
 - ④ 他の進路にも魅力を感じている 520 (28.6%)
 - ⑤ 司法修習の1年間、貸与制の下で給与の支給を受けられない 493 (27.1%)

(対大臣・副大臣・政務官)
3月21日(火)衆・法務委

司法法制部 作成
安藤 裕 議員(自民)

5問 弁護士になっても就職できない、また収入が低いという現象が現れており、それが法曹志望者減少の要因になっていると考えるが、有為な法曹人材の確保のため、今後法務省としてどのように取り組むのか、法務大臣に問う。

〔結論要旨〕

有為な法曹人材確保に向け、法曹養成制度改革推進会議決定を踏まえ、しっかりと取組を進めてまいりたい。

〔法曹志望者減少の要因〕

- ・ (先ほど司法法制部長が答弁したとおり) 法曹志望者の減少については、複数の要因が影響しているものと考えている。

〔法曹人材確保のための法務省の取組〕

- ・ 平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定では、法曹志望者数を回復させ、質の高い法曹を多数輩出していくため、法曹有資格者の活動領域の拡大、法科大学院改革、司法試験の在り方の検討等の取組を進めるとされた。

〔結論〕

- ・ 法務省としても、文部科学省と連携し、他の関係機関・団体の協力も得て、法曹養成制度改革連絡協議会等を通じ、有為な法曹人材確保に向け、しっかりと取組を進めてまいりたい。

(参考) 弁護士¹の経済状況調査

- ・ 平成23年(法曹養成フォーラムによる調査)

| | | |
|----------|--------|--------|
| 登録1～15年目 | 収入の平均値 | 1968万円 |
| | 所得の平均値 | 1036万円 |
| 登録1年目 | 収入の平均値 | 777万円 |
| | 所得の平均値 | 546万円 |
- ・ 平成28年(法務省による調査)

| | | |
|----------|--------|--------|
| 登録1～15年目 | 収入の平均値 | 1491万円 |
| | 所得の平均値 | 716万円 |
| 登録1年目 | 収入の平均値 | 568万円 |
| | 所得の平均値 | 327万円 |

(参考資料)

「法曹養成制度改革の更なる推進について」(平成27年6月30日
法曹養成制度改革推進会議決定)(概要)

【責任者：大臣官房司法法制部司法法制課 佐伯課長 内線 携帯 】